

令和3年守山市議会第1回臨時会議提出議案

1 付議件数

専決案件	－ 件	その他の案件	－ 件
認定案件	－ 件	諮問案件	－ 件
予算案件	1 件	推薦案件	－ 件
条例案件	2 件	提出案件計	3 件
人事案件	－ 件	(報告案件)	－ 件

提出日 令和3年1月15日

2 議案概要

【議第1号】 令和2年度守山市一般会計補正予算（第11号）

歳入歳出補正額 1,508,937千円 （補正後の額 46,691,260千円）

【議第2号】 守山市教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例案

（制定概要） 「スポーツ」に関する事務は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員会において所掌しているが、スポーツ推進施策をより総合的かつ計画的に展開していくため、同事務を市長の所掌にすることに伴い、必要な条例を定めようとするもの

（施行期日等）

(1) 施行期日

令和3年4月1日

(2) 経過措置

この条例の施行前に当該事務に関する教育委員会がした処分等は、この条例の施行後において市長がした処分等とみなす。

(3) 守山市事務分掌条例の一部を改正する。

ア 総合政策部の事務分掌から「危機管理等」に関する事務を削り、「スポーツ振興」に関する事務を加える。

イ 環境生活部の事務分掌から「消費生活」に関する事務を削り、「危機管理等」に関する事務を加える。

ウ 健康福祉部の事務分掌から「子育て支援」に関する事務を削り、「消費生活」に関する事務を加える。

エ こども家庭部を新設し、「こどもに係る施策等」に関する事務を所掌する。

オ 都市経済部の事務分掌に「水防」に関する事務を加える。

(4) 守山市交通安全対策会議条例の一部を改正する。

守山市交通安全対策会議の庶務を処理する部署を「総合政策部危機管理局」から「環境生活部」に改める。

(5) 守山市子ども・子育て会議条例の一部を改正する。

守山市子ども・子育て会議の庶務を処理する部署を「健康福祉部こども家庭局」

から「こども家庭部」に改める。

【議第3号】 守山市民交流センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 市民、市民活動団体、地域および行政の結び付きを更に強化し、守山市民交流センター（以下「市民交流センター」という。）の管理および運営を担うことができる新たな中間支援組織の立ち上げに向けて検討を進めるため、市民交流センターの管理および運営を「指定管理者」から「市直営」に移行することに伴い、必要な改正を行おうとするもの

- (1) 市民交流センターの管理および運営に関する規定中「指定管理者」を「市長」に改める。
- (2) 市民交流センターに所長その他必要な職員を置く。
- (3) 市民交流センターの使用料を、守山市使用料および手数料条例に定める。
- (4) トレーニング室を廃止するため、トレーニング室に関する規定を削除する。
- (5) その他、指定管理者に関する規定を削除する。

(施行期日等)

- (1) 施行期日

令和3年4月1日

- (2) 経過措置

この条例の施行の日前に指定管理者がした許可その他の行為または指定管理者に対してなされた申請その他の行為は、改正後の守山市民交流センターの設置および管理に関する条例の規定に基づき市長がした許可その他の行為または市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

- (3) 守山市使用料および手数料条例の一部を改正する。

ア 市民交流センターの使用料を定める。(区分および額は従前と同じ。ただし、トレーニング室の使用料の規定は削除する。)

イ 本市が主催または共催する行事により市民交流センターを使用する場合は、使用料を免除する。(従前と同じ。)

ウ 次に掲げる者が市民交流センターを使用する場合は、使用料を50%減額する。(従前と同じ。)

- (ア) 障害者

- (イ) 高齢者（65歳以上の者）

- (ウ) 使用者の半数以上が上記(ア)、(イ)であるもの